

「中小企業イノベーション創出推進事業」に係る運営支援法人の公募
補足と Q&A

令和 5 年 6 月 19 日
追加 令和 5 年 6 月 20 日

【補足】

- ・『募集要領 1-5 応募資格 ①日本に拠点を有していること。』につきましては、申請者の履歴事項全部証明書の提出をお願いいたします。
- ・「ワークライフバランス等の推進に関する評価」に係る認定を受けている場合はその写し1部のご提出をお願いいたします。

【Q&A】

Q1. 募集要領「1-4. 受託業務実施期間」に係る委託費用は、上限 147,700,000 円の認識で間違いありませんでしょうか。

A1. 間違いありません

Q2. 交付申請件数及び交付決定件数はどの程度想定していますでしょうか。

A2. 運営支援法人は1件、補助事業者は2～3件を想定しています。

Q3. 申請者(補助事業者:スタートアップ等)からの申請受付方法は、どのような方法を想定していますでしょうか。

A3. 電子を想定しています。

Q4. 補助事業者による事業継続状況に係る報告は何か年分を想定していますでしょうか。

A4. 現時点では、補助事業者による報告は事業終了後から5か年分を想定しています。

一方、運営支援法人におかれましては、事業終了直後のフォローアップのための委員会開催や補助事業者の取得財産の確認等をしていただくため、事業 5 年間+1年程度を委託業務期間として想定しています。

なお、事業により取得した報告書・証拠書類等は、事業終了後5年程度、要求があった際に閲覧できるよう保存をお願いします。

(6月20日追加)

Q5. 補助事業者の応募件数は何件を想定していますでしょうか。公募は令和9年度までに複数回されるのでしょうか。

A5. 公募であることから、条件を満たした方はどなたでも応募期間は応募できます。よって、応募期間終了まで応募件数は確定しません。

令和9年度末までに複数回公募することは、今のところ予定しておりません。